

小山町都市公園条例の一部を改正する条例（案）について

1 政策の主旨

- ・町内の都市公園の設置基準等を規定する条例について、管理に関する規定の一部を改正するものです。

2 公表するもの

- ・以下の条例改正案の内容を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

①町内の都市公園の利用に当たり町長の許可を受ける必要のある行為を、次のとおり変更します。また、~~~~線が変更箇所です。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為。

(2) 業としての写真又は映画の撮影その他これらに類する行為。

(3) 興行、出店その他これらに類する営業行為。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

②町内の都市公園における禁止行為に「火気の使用」を追加します。

③都市公園法による許可に基づく町内の都市公園の利用の料金を「占用料」とし、都市公園条例による許可に基づく町内の都市公園の利用の料金を「使用料」とします。

④次の都市公園は、その管理で必要な事項を都市公園条例とは別の条例で定めます。

(1) 須走多目的広場

(2) 豊門公園

(3) 誓いの丘公園

⑤都市公園条例による許可に基づく町内の都市公園の使用料を次のとおり変更します。また、~~~~線が変更箇所です。

行為の種類		単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為		1日以内	1,000円
業としての写真撮影その他これに類する行為		撮影機（写真機） 1台1日につき	1,000円
業としての映画撮影その他これに類する行為		1件1日につき	3,000円
興行、出店その他これらに類する営業行為		1平方メートル 1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、集会 その他これらに類する催しの ために、公園の全部又は一部を 独占して利用すること	面積に よるもの	1平方メートル 1日につき	11円
	面積に より難いもの	1回1日以内	1,000円
その他の行為		町長がその都度定める。	